# 青少年を有害情報から守るために

防府市青少年育成市民会議

## 青少年の携帯電話の所有状況(全国)

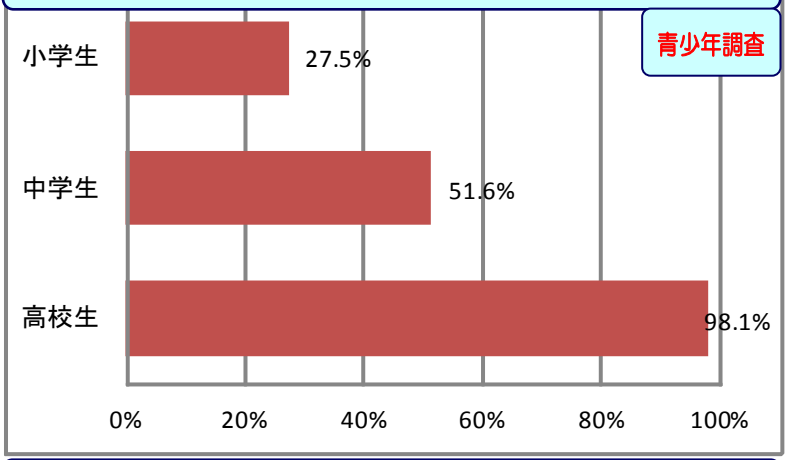


携帯電話の所有率は、小学生では27.5%、中学生では51.6%、高校生では98.1%となっています。

青少年が所有する携帯電話のうち、スマートフォンの占める割合は、小学生では7.6%、中学生では25.3%、高校生では55.9%となっています。

内閣府「H24年度青少年のインターネット利用環境実態調査」

## 青少年のインターネット利用状況(全国)

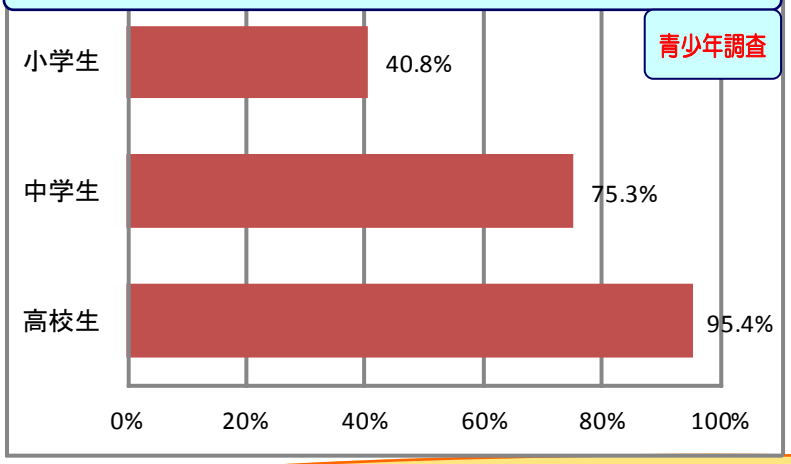


携帯電話を所有している青少年のインターネット利用率は、小学生では40.8%、中学生では75.3%、高校生では95.4%となっています。

利用内容は、小学生ではメール・ゲーム、中高生ではメール・調べものが上位となっています。

内閣府「H24年度青少年のインターネット利用環境実態調査」

## 注意！このような被害があります

### 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ

ＳＮＳやプロフなどで、身のまわりに起きた出来事を発信したり、友達の書いた日記などにコメントを書き込んだりする子どもたちが増えています。

ＳＮＳの利用者数は年々増加しており、書き込みがもとになったトラブルも数多く発生しています。

### 誘い出しによる性的被害や暴力行為

最近は、「出会い系サイト」ではなく、ＳＮＳやゲームサイトなどで知り合った人からの誘い出しや脅迫事件が多くなっています。

サイト内のサービスであるミニメールをきっかけに、相手に個人情報を教えてしまい、トラブルに発展する事例が目立ちます。

ＳＮＳ：ソーシャルネットワーキングサービス　　プロフ：自己紹介（プロフィール）サイト

# 青少年を危険から守るために

家庭でよく
話し合いましょう

## ①携帯を持たせる必要があるか、十分検討する！

（不必要な携帯電話は、原則持たせない。）

子どもたちを有害情報等による危険から守るためには、必要のない携帯電話を持たせないことが一番です。

ご家庭で本当に必要なのか、よく話し合い、「子どもが欲しがるから・・・」というような安易な理由で持たせることのないようにしましょう。

## ②フィルタリングを活用する！

購入時に１８歳未満の青少年の利用を伝えましょう。

・保護者は１８歳未満の青少年の利用のために携帯電話を購入する場合は、携帯電話が会社に青少年が利用する旨を伝える義務があります。

・携帯電話会社は１８歳未満の青少年が利用する場合には、保護者から不要との申出がない限り、フィルタリングサービスを提供する義務があります。

## ③携帯を持たせる前に、まず家庭でルールを作る！

購入前に親子でルールを決め、必ず守らせるようにしましょう。

【ルール例】・夜遅く、携帯電話を使わない。・フィルタリングサービスを使う。
・怪しいサイトは利用しない。

## スマートフォン等は保護者が注意することが増えてきています！

### ○アプリケーションを導入する場合に注意する

スマートフォンのアプリケーションは、利用者の電話帳や位置情報等を利用する高機能なものが増えてきています。利用する前に、自分のどの情報が使われるか確認しましょう。

＊アプリケーション：ゲームや音楽再生といった、特定の目的のためのソフトウェア

### ○無線ＬＡＮ回線を利用する場合に注意する

スマートフォンで、携帯電話会社の電波（３Ｇ回線やＬＴＥ等）を使ってインターネットに接続する場合は、携帯電話会社のフィルタリングサービスによって自動的に有害情報を遮断することができます。無線ＬＡＮ回線（Ｗｉ-Ｆｉ等）を使って携帯電話会社以外の回線も利用できることから、利用者自身がフィルタリングサービスの設定や申込等を行う必要があります。購入時によく確認しましょう。

### ○ゲーム機等を渡す前に設定する

ゲーム機やパソコン、タブレット端末、携帯音楽プレーヤー等でインターネットに接続する場合には、閲覧制限や課金制限など取扱説明書に沿ってペアレンタルコントロール機能を利用しましょう。

防府市青少年育成市民会議事務局(生涯学習課生涯学習係)
防府市緑町１－９－２（文化福祉会館内）
電話番号：0835-23-3013　アドレス：manaboya@c-able.ne.jp